

釧路市エール商品券事業 Q&A 【参加事業者用】

Q1	換金手数料はかかりますか	登録いただいたお店に参加登録料や換金手数料などの負担はございません。額面等価交換です。
Q2	換金方法はどのようになりますか	各月15日までに使用された商品券を当月25日までに、各月末日までに使用された商品券を翌月10日までにご精算ください。 精算の際は、参加店登録証をお持ちの上、登録した地区へお届けください。 釧路地区、阿寒地区は小切手で、音別地区は銀行振り込みでお支払します。
Q3	随時精算は可能ですか	随時の精算も承っておりますので、ご相談ください。
Q4	商品券を利用できないものはありますか	①税金・公共料金の支払い（電気・ガス・水道料金等） ②換金性の高い金券等の購入（商品券、ビール券、図書カード等、切手、印紙、プリペイドカード等） ③資産形成となるものや金融商品の購入（土地、家屋、車両、有価証券等） ④商品券の現金化や金融機関への預け入れ ⑤病院代、保険調剤への支払い ⑥たばこの購入（定価販売の為） ⑦性風俗特殊営業やギャンブル等にかかる支払い ⑧事業の仕入れの支払い ⑨参加店が特別に指定する商品または、サービス ⑩その他、相応しくないと認めるもの
		⇒詳しくは、要綱を参照ください。
Q5	どんな商売でも参加できますか	市民（消費者）に商品、サービスを提供していて、商品券で支払いを受け取れるお店であれば、ご参加いただけます。
		⇒詳しくは、要綱を参照ください。
Q6	商品券を仕入の支払いに使えますか	市民の消費喚起が主旨となっていますので、ご商売・事業での支払いには使えません。
Q7	店舗が市内に複数ある場合の登録方法は	参加事業者・参加店舗登録申込書とあわせて当所ホームページより別紙様式Aをダウンロードし、お申込みください。
Q8	地区分けする理由は	地区ごとに精算を行うため、登録を分けさせて頂いています。
Q9	飲食店と小売をどちらもやってる場合は	どちらも登録できますので、物販等専用・飲食店専用の両方にチェックをつけてください。
Q10	取扱品リストに該当する業種が無い	極力広くとらえていただき、該当するものが無い時は、具体的な内容をご記入下さい。
Q11	取扱品が2つ以上ある	参加登録店の一覧リストに掲載するにあたり、主となる業態を1つだけお選びください。